

**自治医科大学看護師特定行為研修
研修生の新型コロナウィルス感染症予防および感染時の
本試験・実習への対応について（第10報）**

新型コロナウィルス感染症対策につきまして、自治医科大学看護師特定行為研修センターでは、2020年10月以降の本試験、実習への参加を制限する必要がある要件について、下記の通りルールを定めました。周知徹底をお願い致します。

判断に悩む状況など懸念事項がある場合には、早めに研修センターに連絡をしてください。

1. ワクチン接種が3回終了していること。または、ワクチン接種が3回終了していない場合は、以下の条件を満たしていること。
 - ① さいたま医療センターでの実習においては、埼玉県が緊急事態宣言またはさいたま市がまん延防止等重点措置の適用となっていないこと。
 - ② 両附属病院での実習にあたり、研修生の居住地もしくは勤務地が、緊急事態宣言の発令またはまん延防止等重点措置を適用されている地域※でないこと。

※非常事態宣言の場合は都道府県、まん延防止等重点措置の場合は市町村

 - ③ 所属施設が栃木県（下野市）または埼玉県（さいたま市）への出向等を許可していること。

➢ ただし、両附属病院独自に外部研修等の受入れ中止が宣言された場合は、上記条件に関わらず、実習は延期となる。
2. 来学までの2週間以内に発熱、全身倦怠感、気道症状等がないこと。
***健康日記アプリ「らくらく健康観察」を各自インストールし、体温等の報告を来校2週間前から必須とします。未提出の場合、試験や実習ができなくなりますので必ず提出して下さい。**
3. 日常生活および業務、来校に伴う移動において新型コロナウィルス感染症を踏まえた標準予防策をはじめとした感染対策を徹底し、新たな生活様式を実施していること。
 基本的に、大学校内、附属病院内でも、マスク着用、3密にならないなど感染対策を徹底すること。
4. 大学・両附属病院に来る最低2週間は、下記の行動・参加について同居家族も含めて自粛すること。
 - ①公共交通機関を利用する国内・国外旅行、②不特定多数が参加する集会、会議、研究会等、
 - ③多人数での食事会、宴会等（対面15分以上の話ながらの食事を含む）、
 - ④カラオケ、ライブハウス、パチンコ店など3つの密が発生する蓋然性が高い施設の利用、
 - ⑤文化的活動、健康増進活動（図書館、美術館、スポーツジム等）、⑥イベント等の開催・参加
5. 「新型コロナウィルス接触確認アプリ(COCOA:COVID-19 Contact Confirming Application)」を利用し、陽性者との接触確認の有無をモニタリングしていること。
6. 医療機関に従事する方は、
 - ①勤務する医療機関で院内感染が生じた場合は、迅速に研修センターに相談すること。
 - ②勤務する医療機関で院内感染がないこと。または、終息宣言をしていること。
 - ③勤務中に標準予防策をはじめとした感染対策を徹底していること。
 - ④新型コロナウィルス感染症のワクチンを可能な限り受けること。

*附属病院では、面会者にもマスク着用を含めた感染対策の協力を得ている。

実習に入る際は、原則、各自で使用するマスクを準備すること。試験も同様と考えて下さい。